

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号  
 株式会社 デジタルスケープ  
 代表取締役社長 藤 川 幸 廣  
 (コード番号:2430)

問い合わせ先 常務取締役管理担当 篠 原 淳  
(兼)最高財務責任者  
 電 話 番 号 03 - 5459 - 6200  
 (URL <http://www.dsp.co.jp>)

### 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングスによる 当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記の通り賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に下限のみを設定し、上限を設定していないため、本公開買付けの結果、大阪証券取引所ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）の上場廃止基準に抵触した場合、当社普通株式は所定の手続きを経て上場廃止となる見込みであります。また、公開買付者は、当社を100%子会社化することを予定しておりますので、その場合には、当社普通株式は、ヘラクレス市場の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みであります。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス
(2) 事 業 内 容	下記の事業を営む会社の株式保有ならびに事業の統括 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 撮影、映画用フィルムの現像・プリント、TV番組・CM・PR等のビデオ映像・音声編集、デジタル合成、複製など 各種映像技術サービス</li> <li>・ 劇場映画、テレビコマーシャル、放送番組等の各種映像の企画制作</li> <li>・ 各種映像出版物の企画、制作・発売・販売およびこれらの著作権事業</li> <li>・ CSデジタル放送、放送番組の企画制作、編成および各種メディアへの映像配給</li> <li>・ 映像関連機器、CGソフトウェアおよびシステムの開発・販売</li> </ul>
(3) 設 立 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日（創立：昭和 10 年 2 月 18 日）
(4) 本 店 所 在 地	大阪府大阪市北区同心 1 - 8 - 14
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 長瀬 文男

(6) 資本金	2,740,315,000円(平成20年12月31日現在)	
(7) 大株主及び持株比率	(平成20年12月31日現在)	
	株式会社クレアート	72.24%
	株式会社三井住友銀行	2.36%
	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2.28%
	株式会社葵プロモーション	2.15%
	イマジカ・ロボット ホールディングス従業員持株会	1.63%
	長瀬 文男	1.07%
	株式会社みずほ銀行	1.07%
	株式会社東京放送	0.86%
	住友信託銀行株式会社	0.84%
	富士フイルム株式会社	0.72%
(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係	平成20年12月31日現在、公開買付者は、当社の発行済株式総数の2.05%を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は公開買付者に対して人材派遣サービスを提供しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

### (1) 普通株式

### (2) 新株予約権(以下、及びを合わせて「本新株予約権」といいます。)

平成16年3月24日臨時株主総会決議(平成16年7月14日取締役会決議)に基づき発行された新株予約権

平成17年6月24日定時株主総会決議(平成17年11月18日取締役会決議)に基づき発行された新株予約権

## 3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社取締役会は平成21年3月19日開催の取締役会において、公開買付者による当社の普通株式、本新株予約権に対する公開買付けに賛同する旨の意見表明を行う旨の決議をいたしました。

また、当社取締役会は、当社の普通株式の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧める旨を合わせて決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社はデジタルクリエイターとITエンジニアに特化した人材サービスを主要事業として、平成7年10月に設立いたしました。特にインターネット、コンピューターグラフィックス、ゲーム、放送、映像、プロダクト等、ITの各業界企業に対して人材派遣・請負サービス、人材紹介、コンテンツ制作及びトレーニングのサービスを提供してまいりました。その後、当社は当該市場規模の拡大とともに成長し、平成17年2月、ヘラクレス市場へ上場いたしました。当該上場後、当社は取引先及び派遣登録者の皆様に対する知名度・信用力の向上や優秀な人材の採用など、企業価値向上に資する様々なメリットを享受することができ、また事業面におきましては、「デジタルコンテンツ市場において、クリエイター、クライアント、教育機関に対するワンストップ・ソリューション・プロバイダーとしてオンリーワンの存在となる」というビジョンのもと、デジタルクリエイターとITエンジニアに特化した人材コンサルティング事業を中心に、コンテンツ制作事業、メディア事業、デザインツール・

コンテンツサプライ事業等を展開しております。デジタルコンテンツ制作市場で活躍するクリエイター及びクライアント、並びに教育機関に必要なソリューションを提供していくことを目標に、デジタルクリエイターとITエンジニアの人材派遣・請負サービスを中心にして、サービス内容の強化や拡大を目指しております。

一方、公開買付者は、「MAGIC FACTORY」をキーワードとして、「誠実な精神をもって映像コミュニケーションにおける新たな価値創造に努め、人々に楽しい驚きを与える“魔法の工場”をめざす」ことを基本理念として、フィルム・ビデオの映像技術サービス事業、映像の企画・制作をおこなう映像ソフト事業、CS放送・ネットワーク等の放送事業、映像制作システムの開発及び販売を行う映像システム事業に至るまで、幅広く映像関連事業を展開しております。また、グループとしての一体的な組織体制の実現と各事業特性に則した運営体制の整備を目的として持株会社体制を採用し、中期経営計画「FORWARD 2010」に基づいて事業を推進しております。現在、グループ総合力の発揮のために、グループ各社の特色を生かした運営とその成果をグループに還元できる仕組みを構築するとともに、成長が見込まれる有望な事業領域を選択して経営資源を集中させ、事業運営の効率化を図っております。

公開買付者及び当社の属する映像関連・デジタルコンテンツ業界においては、インターネットを中心とした新規メディアの成長に伴って、様々なメディアに対応可能な魅力ある映像コンテンツへのニーズの拡大、パソコンや携帯電話向けのデジタルコンテンツ配信の一般化等、マーケットの裾野は広がりを見せております。その一方で、技術革新やユーザーの嗜好の変化が激しく、事業のサイクルは非常に短いものとなっております。こうした市場動向の変化に対応するには、多様なメディアに対し革新的な技術サービスを提供できるよう、新規技術導入や事業体制の整備、顧客企業からのニーズに対応する優秀な人材の育成と魅力あるサービスの提供に取り組むことが、より一層重要になってきております。

このような事業環境のもと自らのグループ事業戦略を各々推進する中、かねてより公開買付者と当社は、今後の映像関連・デジタルコンテンツ市場の発展と事業の拡大を見据え、資本及び業務提携について協議を重ねてまいりました。その結果両社は、環境変化が激しい業界の中で勝ち抜き、各々の事業展開をより一層強化するためには、両社がグループとして一体となって事業拡大を図り、各々の経営資源等を相互に補完・有効活用することが最良の選択であるという共通認識に至り、公開買付者が当社を完全子会社化する目的で本公開買付けを実施することを決定いたしました。具体的には、公開買付者は、本公開買付け後及び当社を完全子会社化後、Web制作案件・ゲーム制作案件・映像コンテンツ制作分野等、公開買付者の既存事業と親和性の高い領域における協業、公開買付者と当社との間での人材交流、公開買付者のブランド力を活用した当社における受注体制の強化、公開買付者の技術力・制作力を有効利用することによるクリエイターに対する教育や研修における充実化等の相乗効果を発揮していく予定であります。また、これらの施策と併せて、市場変化に柔軟に対応しつつも、業績向上をより確実なものにするために、短期的な業績の変動にとらわれず、大胆かつ有効な資源配分の投入により、今後の当社の持続的成長を可能とするための収益基盤の再構築を図っていく予定であります。このような施策を推進するに当たっては、より一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、当社における公開買付者と一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現が必要不可欠と考えており、そのためにも、公開買付者による当社の完全子会社化が必要であると考えております。

上記のように、当社の競争力の強化を図ることによって、両社の強みを活かして確固たる優位性の構築を実現し、映像コミュニケーション・デジタルコンテンツ市場における新たな価値を創造することが、公開買付者の競争力の更なる強化と収益力の向上、ひいては当該グループ全体の企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

また、上場維持コストの負担も当社の財務面に少なからず影響を与えており、現時点で必要なコスト（会計監査費用、株主総会の運営及び適時開示に係る費用等）に加え、本年度から適用される内部統制の整備・運用に係るさらなるコスト増も見込まれております（なお、当社グループの内部統制については、整備・運用の進捗に若干の遅れがあり、鋭意努力をしております。）。このような観点からも、本公開買付けは、当社にとって有益なものと判断いたしました。

以上の理由により、本公開買付けに賛同することといたしました。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式はヘラクレス市場に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、買付予定の株数等に下限のみを設定し、上限を定めていないため本公開買付けの結果次第では流動性等に係る大阪証券取引所に定めるヘラクレス市場の廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点では同基準に該当しない場合でも、当社が公開買付者の完全子会社となることが予定されておりますので、その場合には当社株式は上場廃止となります。上場廃止後は、当株式をヘラクレス市場において売買することができなくなります。

(4) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は上記(2)のとおり当社が今後も継続的に事業を成長させるためには、公開買付者が当社を完全子会社化することにより、当社の対外的信用度を高め、事業基盤を強化することが必要不可欠であると判断しております。当社はかかる完全子会社化により、中長期的な視点から、経営上必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことのできる体制が構築され、当社の企業価値を向上させることができるものと考えております。当社はWeb制作案件・ゲーム制作案件・映像コンテンツ制作分野等、公開買付者の既存事業と親和性の高い領域における協業、公開買付者と当社との間での人材交流、公開買付者のブランド力を活用した当社における受注体制の強化、公開買付者の技術力・制作力を有効利用することによるクリエイターに対する教育や研修における充実化等の相乗効果を発揮できるものと考えております。また、これらの施策と併せて、市場変化に柔軟に対応しつつも、業績向上をより確実なものとするために、短期的な業績の変動にとらわれず、大胆かつ有効な資源配分の投入により、今後の当社の持続的成長を可能とするための収益基盤の再構築を図れるものと考えております。そのため、主力である人材コンサルティング事業の成長に寄与するべく、当社グループにおける事業の一部につき売却、縮小、撤退その他の再編をし、経営資源を人材コンサルティング事業に集中していく所存であり、当社グループ企業の組織再編や外部企業との提携等を含め、具体的な施策を検討していく予定です。

このような施策を推進するに当たっては、より一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、当社における公開買付者と一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現が必要不可欠と考えており、そのためにも、公開買付者による当社の完全子会社化が必要であると考えております。

以上のことから、公開買付者による上場廃止を目的とする本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしました。

また、当社の普通株式が上場廃止となった場合には、当社の普通株式をヘラクレス市場において取引することができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になることが予想されます。公開買付者は当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、下記(8)に記載の方法により、公開買付者を除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の完全子会社化を企図しております。なお、本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての当社株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付け価格と同一またはこれに準じた価格になる予定です。

(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成21年3月19日に当社の筆頭株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下「カルチュア・コンビニエンス・クラブ」といいます。)との間で、その保有する当社株式(保有株式数14,914株、所有割合50.89%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、当社株式に対する他の公開買付け等が開始されたことにより、カルチュア・コンビニエンス・クラブが本公開買付けに応募することが、その取締役の善管注意義務に違反することとなるといった場合には、カルチュア・コンビニエンス・クラブは本公開買付けに応募しない又は本公開買付けに係る契約を解除することがあり、この場合本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は、本公開買付けに応募する旨の契約に基づき、カルチュア・コンビニエンス・クラブから、当社の平成21年3月期における定時株主総会において、カルチュア・コンビニエンス・クラブが保有する全議決権の行使について委任状の交付を受けることとなっております。加えて、本日現在において、当社の代表取締役社長であ

藤川幸廣（保有株式数2,684株、所有割合9.16%）、当社の専務取締役である大林克己（保有株式数200株、所有割合0.68%）、当社の常務取締役である篠原淳（保有株式数276株、所有割合0.94%）、及び当社の上級執行役員である高畑秀道（保有株式数222株、所有割合0.76%）からも、それぞれの保有する当社株式の全部（合計3,382株、所有割合11.54%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の口頭の連絡を受けております。

（6）買付け価格の評価の公正性を担保するための措置等

当社は当社の普通株式に関する価値を算定する機関を独自に選定したうえ、当該機関からその算定の結果が記載された書面を取得しております。

また、当社は本公開買付けに関して、公開買付者とは別に、当社のリーガルアドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、適宜必要に応じて、その法的助言を受けました。加えて、当社の本公開買付けに対する意見表明に関する決議につきましては、その公正性の観点から、その保有する当社株式を公開買付者に対して応募する旨、公開買付者との間で合意をしているカルチュア・コンビニエンス・クラブの代表取締役である増田宗昭及び同社取締役である柴田励司は当該審議及び決議には参加しておりません。

（7）株主に対して当該買付け等に応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

算定の基礎及び経緯

当社は株式会社ネクト会計事務所（以下「ネクト会計」といいます。）に当社の株式価値の算定を独自に依頼し、平成 21 年 3 月 18 日付で当社の株式価値に関する「株式価値評価書」を取得いたしました。かかる、株式価値評価書では、市場株価平均法（平成 21 年 2 月 19 日から平成 21 年 3 月 18 日までの 1 ヶ月間及び平成 20 年 12 月 19 日から平成 21 年 3 月 18 日までの 3 ヶ月間の各期間の終値単純平均株価及び出来高加重平均株価）、DCF 法の手法を用いて、当社の普通株式の価値に関する分析及び算定を行いました。

その算定結果は以下のとおりであります。

市場株価平均法：8,361 円から 12,076 円

DCF 法：11,683 円から 15,073 円

当社取締役会は、株式価値評価書の内容などを踏まえて、公開買付者の決定した、当社の普通株式 1 株あたり 12,000 円とする買付価格は、財務的見地から妥当であるものと判断した次第であります。本公開買付けにおける当社の普通株式に係る買付価格は、ヘラクレス市場における平成 21 年 3 月 18 日の当社普通株式に係る終値 8,700 円に対して 37.93 %（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、また同日までの過去 1 ヶ月（8,361 円）、3 ヶ月（11,789 円）の終値単純平均に対して、それぞれ 43.52 %、1.79 %（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に相当しております。なお、公開買付者は、法令に定められた公開買付けの最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付け期限を 30 営業日と設定しております。このように本公開買付けの期間が比較的長期間に設定されることにより、当社の株主の皆様において本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会が確保されるとともに、公開買付者以外の者においても対抗的な買付けを行う機会が確保されることとなります。

算定機関との関係

ネクト会計は、当社からみて、連結財務諸表規則第 2 条第 7 号に定める関連当事者（連結子会社を含む。その後の改正を含みます。）又は財務諸表等規則第 8 条第 16 項（その後の改正を含みます。）に定める関連当事者に該当いたしません。

（8）本公開買付け後の完全子会社化（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上述のとおり、当社の完全子会社化を目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより当社株式及び当社新株予約権の全てを取得できなかった場合は、完全子会社化を実現するため、本公開買付け終了後に、公開買付者は当社に対し、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換に際

しては、完全子会社となる当社の株主に対して金銭が交付される予定であり、また、完全子会社となる当社の株主は、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、当社に対して株式買取請求をすることができます。このように、公開買付者は、本公開買付けによって取得できなかった当社株式を保有する全ての皆様に対して、当社株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、当社株式の全てを取得することを予定しております。なお、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の規定により、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。本株式交換に際して当社の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一またはこれに準じた価格とする予定です。もっとも、当社の事業を取り巻く環境の変化、株式市場の動向並びに公開買付者及び当社の業績や財産状態の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付価格とは異なることがあります。なお、上述のとおり、完全子会社となる当社の株主は、本株式交換に際し、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、当社に対して株式買取請求をすることができます。この場合の1株当たりの買取価格も、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算定することが妥当であると判断しておりますが、上記各特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付価格または本株式交換に際して当社の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、当社と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

なお、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施する方法について、本株式交換に伴い公開買付者又は当社が受ける法律上・税務上の影響、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の公開買付者以外の当社株主の当社株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、当社の発行済株式の全てを取得する可能性があります。ただし、その場合でも公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しており、交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付価格を基準として算出される予定です。

当社新株予約権につきましては、本公開買付けが成立したものの当社新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に対し、発行要項に定める取得条項に基づき本株式交換に際して無償で取得する等の方法により当社新株予約権を消滅させることを要請し、当社は、かかる要請に応じて、当社新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

本公開買付け、その後の完全子会社化手続きまたは同完全子会社化手続きに際しての株式買取請求等に係る税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### (9) 今後の見通し

上記、3(2)及び(4)の記載のとおりであります。

#### (10) 結語

以上の点を前提にして、当社取締役会は株式価値評価書の内容を踏まえ、また当社のリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの法的助言をも参考にしつつ、本公開買付けの目的及びその諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成21年3月19日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役5名（うち社外取締役2名を含む。）全員一致で、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。また、上記取締役会に出席した監査役も、当社取締役会が上記意見を表明することに賛同する旨の意見を述べております。

なお、当該決議につきましては、その公正性の観点から、その保有する当社株式を公開買付者に対して応募する旨、公開買付者との間で合意をしているカルチュア・コンビニエンス・クラブの代表取締役である増田宗昭及び同社取締役である柴田励司は当該審議及び決議には参加しておりません。

また、当社は、平成21年3月19日開催の取締役会において、平成21年3月31日を基準日とする期末配当に関する議案を平成21年3月期に係る定時株主総会（平成21年6月開催予定）に上程しない旨の決議を行っております。

4. 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

氏名	役名	所有株式数(株)	議決権数(個)
藤川 幸廣	代表取締役社長	2,684	2,684
大林 克己	専務取締役	200	200
篠原 淳	常務取締役	276	276
計		3,160	3,160

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項ありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項ありません。

以上

添付資料：「株式会社デジタルスケープの株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成21年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 長瀬 文 男  
問合せ先 取締役常務執行役員 角 田 光 敏  
( T E L : 03 -3280 -7511 )

## 株式会社デジタルスケープの株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成21年3月19日開催の取締役会において、株式会社デジタルスケープ（コード番号：2430 大証ヘラクレス、以下「対象者」といいます。）の株式等を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者である当社は、現在、対象者の発行済普通株式（以下「対象者株式」といいます。）600株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下、「所有割合」といいます。）2.05%）を保有しておりますが、この度、対象者株式及び対象者新株予約権（下記「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」に定義しております。以下同じ。）の全て（但し、当社が保有する対象者株式を除きます。以下同じ。）を取得し、対象者を完全子会社化することを目的として、公開買付けを実施いたします。

当社は、対象者の筆頭株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「カルチュア・コンビニエンス・クラブ」といいます。）との間で、その保有する対象者株式（保有株式数14,914株、所有割合50.89%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。加えて、当社は、本日現在において、対象者の代表取締役社長である藤川幸廣氏（保有株式数2,684株、所有割合9.16%）、対象者の専務取締役である大林克己氏（保有株式数200株、所有割合0.68%）、対象者の常務取締役である篠原淳氏（保有株式数276株、所有割合0.94%）、及び対象者の上級執行役員である高畑秀道氏（保有株式数222株、所有割合0.76%）より、それぞれの保有する対象者株式の全て（合計3,382株、所有割合11.54%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の口頭による連絡を受けております。

本公開買付けは、対象者株式及び対象者新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化することを目的とするものです。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の買付予定数に上限を設けておらず、買付予定数の下限を18,937株（発行済株式総数の3分の2を超える数に相当する株式数から本日現在における当社所有株式数を控除した数）に設定しており、下限を超える応募があった場合、応募株式全部の買付けを行います。

本公開買付けについては、平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。なお、当該決議につきましては、その公正性の観点から、対象者取締役のうち、当社との間で本公開買付けに応募する旨の契約を締結しているカルチュア・コンビニエンス・クラブの代表取締役である増田宗昭氏及び同取締役である柴田励司氏は、当該審議及び決議には参加していません。

##### (2) 本公開買付けを実施する背景および理由

当社グループは、「MAGIC FACTORY」をキーワードとし、「誠実な精神をもって映像コミュニケーション

ンにおける新たな価値創造に努め、人々に楽しい驚きを与える“魔法の工場”をめざす」ことを基本理念として、フィルム・ビデオの映像技術サービス事業、映像の企画・制作をおこなう映像ソフト事業、CS放送・ネットワーク等の放送事業、映像制作システムの開発及び販売を行う映像システム事業に至るまで、幅広く映像関連事業を展開しております。また、グループとしての一体的な組織体制の実現と各事業特性に則した運営体制の整備を目的として持株会社体制を採用し、中期経営計画「FORWARD 2010」に基づいて事業を推進しております。現在、グループ総合力の発揮のために、グループ各社の特色を生かした運営とその成果をグループに還元できる仕組みを構築するとともに、成長が見込まれる有望な事業領域を選択して経営資源を集中させ、事業運営の効率化を図っております。

一方、対象者は、「デジタルコンテンツ市場において、クリエイター、クライアント、教育機関に対するワンストップ・ソリューション・プロバイダーとしてオンリーワンの存在となる」というビジョンのもと、デジタルクリエイターとITエンジニアに特化した人材コンサルティング事業を中心に、コンテンツ制作事業、出版事業、デザインツール・コンテンツサプライ事業等を展開しております。デジタルコンテンツ制作市場で活躍するクリエイター及びクライアント、並びに教育機関に必要なソリューションを提供していくことを目標に、デジタルクリエイターとITエンジニアの人材派遣・請負サービスを中心にして、サービス内容の強化や拡大を目指しております。

当社および対象者の属する映像関連・デジタルコンテンツ業界においては、インターネットを中心とした新規メディアの成長に伴って、様々なメディアに対応可能な魅力ある映像コンテンツへのニーズの拡大、パソコンや携帯電話向けのデジタルコンテンツ配信の一般化等、マーケットの裾野は広がりを見せております。その一方で、技術革新やユーザーの嗜好の変化が激しく、事業のサイクルは非常に短いものとなっております。こうした市場動向の変化に対応するには、多様なメディアに対し革新的な技術サービスを提供できるよう、新規技術導入や事業体制の整備、顧客企業からのニーズに対応する優秀な人材の育成と魅力あるサービスの提供に取り組むことが、より一層重要になっております。

このような事業環境のもと自らのグループ事業戦略を各々推進する中、かねてより当社と対象者は、今後の映像関連・デジタルコンテンツ市場の発展と事業の拡大を見据え、資本及び業務提携について協議を重ねてまいりました。その結果両社は、環境変化が激しい業界の中で勝ち抜き、各々の事業展開をより一層強化するためには、両社がグループとして一体となって事業拡大を図り、各々の経営資源等を相互に補完・有効活用することが最良の選択であるという共通認識に至り、当社が対象者を完全子会社化する目的で本公開買付けを実施することを決定しました。具体的には、当社は、本公開買付け後及び対象者の完全子会社化後、Web制作案件・ゲーム制作案件・映像コンテンツ制作分野等、当社グループ内の既存事業と親和性の高い領域における協業、当社と対象者との間での人材交流、当社グループのブランド力を活用した対象者における受注体制の強化、当社の技術力・制作力を有効利用することによるクリエイターに対する教育や研修における充実化等の相乗効果を発揮していく予定です。また、これらの施策と併せて、市場変化に柔軟に対応しつつも、業績向上をより確実なものにするために、短期的な業績の変動にとらわれず、大胆かつ有効な資源配分の投入により、今後の対象者の持続的成長を可能とするための収益基盤の再構築を図っていく予定です。このような施策を推進するに当たっては、より一層の迅速かつ柔軟な意思決定の実現や、対象者における当社と一体となった経営戦略の策定と遂行の円滑な実現が必要不可欠と考えており、そのためにも、当社による対象者の完全子会社化が必要であると考えております。

上記のように、対象者の競争力の強化を図ることによって、両社の強みを活かして確固たる優位性の構築を実現し、映像コミュニケーション・デジタルコンテンツ市場における新たな価値を創造することが、当社グループの競争力の更なる強化と収益力の向上、ひいてはグループ全体の企業価値の向上に大きく貢献するものと考えております。

### (3) 本公開買付け実施後の経営方針

当社は、本公開買付けにおいて、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、以下に記載の通り、株式交換を実施して対象者を当社の完全子会社とする予定であります。

その上で、当社は、上述のように、対象者の競争力の強化を図ることによって両社の強みを活かした事業拡大を図るとともに、対象者の持続的成長を可能とするため、大胆かつ有効な資源配分の投入によって対象者の収益基盤の再構築を図っていく予定です。対象者の収益基盤の再構築にあたっては、主力である人材コンサルティング事業の成長に寄与するべく、対象者グループにおける事業の一部につき売却、縮小、撤退その他の再編をし、経営資源を人材コンサルティング事業に集中していく予定ですが、具体的な施策

については対象者と協議の上で検討を進めてまいります。

なお、本公開買付け成立後、当社は対象者に対して取締役等の役員を派遣し、一方で、カルチュア・コンビニエンス・クラブ又はその子会社の役員若しくは従業員を兼務している対象者の社外取締役及び社外監査役は本件公開買付け成立後に退任する予定です。なお、経営体制の変更等の具体的な内容に関しては、今後、対象者と協議の上で検討を進めてまいります。

#### (4) 本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上記のとおり、対象者株式及び対象者新株予約権の全てを取得し、対象者を完全子会社化することを目的とするものです。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の買付予定数に上限を設けておらず、買付予定数の下限を18,937株（発行済株式総数の3分の2を超える数に相当する株式数から本日現在における当社所有株式数を控除した数）に設定しており、下限を超える応募があった場合、応募株式全部の買付けを行います。

当社は、第三者算定機関である株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）が提出した「株主価値算定書」を参考にして、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を1株当たり12,000円と決定いたしました。また、対象者新株予約権については、当社が買い付けたとしても行使できないと解されることから、いずれも1個あたり1円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場（以下「ヘラクレス市場」といいます。）における平成21年3月18日の対象者株式に係る終値8,700円に対して37.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、また同日までの過去1ヶ月（8,361円）、3ヶ月（11,789円）の終値単純平均に対して、それぞれ43.52%、1.79%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に相当しております。

#### (5) 本公開買付けに関する合意等

当社は、平成21年3月19日に対象者の筆頭株主であるカルチュア・コンビニエンス・クラブとの間で、その保有する対象者株式（保有株式数14,914株、所有割合50.89%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を締結しております。なお、対象者株式に対する他の公開買付け等が開始されたことにより、カルチュア・コンビニエンス・クラブが本公開買付けに応募することが、その取締役の善管注意義務に違反することとなるといった場合には、カルチュア・コンビニエンス・クラブは本公開買付けに応募しない又は本公開買付けに係る契約を解除することがあり、この場合本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合には、当社は、本公開買付けに応募する旨の契約に基づき、カルチュア・コンビニエンス・クラブから、対象者の平成21年3月期における定時株主総会において、カルチュア・コンビニエンス・クラブが保有する全議決権の行使について委任状の交付を受けることとなっております。

上記に加えて、当社は、本日現在において、対象者の代表取締役社長である藤川幸廣氏（保有株式数2,684株、所有割合9.16%）、対象者の専務取締役である大林克己氏（保有株式数200株、所有割合0.68%）、対象者の常務取締役である篠原淳氏（保有株式数276株、所有割合0.94%）、及び対象者の上級執行役員である高畑秀道氏（保有株式数222株、所有割合0.76%）より、それぞれの保有する対象者株式の全部（合計3,382株、所有割合11.54%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の口頭による連絡を受けております。

#### (6) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上述のとおり、対象者の完全子会社化を目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けにより対象者株式及び対象者新株予約権の全てを取得できなかった場合は、完全子会社化を実現するため、本公開買付け終了後に、当社は対象者に対し、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主に対して金銭が交付される予定であり、また、完全子会社となる対象者の株主は、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、対象者に対して株式買取請求をすることができます。このように、当社は、本公開買付けによって取得できなかった対象者株式を保有する全ての皆様に対して、対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者株式の全てを取得することを予定しております。なお、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の規定により、対象者における

株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換に際して対象者の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける普通株式の買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一またはこれに準じた価格とする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場の動向並びに当社及び対象者の業績や財産状態の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付け価格とは異なることがあります。なお、上述のとおり、完全子会社となる対象者の株主は、本株式交換に際し、会社法第785条その他の関係法令の定めに従って、対象者に対して株式買取請求をすることができます。この場合の1株当たりの買取価格も、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算定することが妥当であると判断しておりますが、上記各特段の事情及び裁判所の判断等により、本公開買付け価格または本株式交換に際して対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本株式交換の条件の詳細及び具体的手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

なお、当社は、対象者の完全子会社化を実施する方法について、本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社以外を対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。ただし、その場合でも当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用することを予定しており、交付される金銭の額は、特段の事情がない限り、本公開買付け価格を基準として算出される予定です。

対象者新株予約権につきましては、本公開買付けが成立したものの対象者新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社は、対象者に対し、発行要項に定める取得条項に基づき本株式交換に際して無償で取得する等の方法により対象者新株予約権を消滅させることを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、対象者新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

本公開買付け、その後の完全子会社化手続または同完全子会社化手続に際しての株式買取請求等に係る税務上の取扱いについては、株主及び新株予約権者の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

#### (7) 上場廃止の有無について

対象者株式は、ヘラクレス市場に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限を設定しておりませんので、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、ヘラクレス市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果のみでは当該基準に抵触しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、上記「(6) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式交換により対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は対象者株式をヘラクレス市場において取引することはできません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商 号	株式会社デジタルスケープ
事 業 内 容	デジタルクリエイターとITエンジニアに特化した人材コンサルティング事業及びコンテンツ制作事業、出版事業、デザインツール・コンテンツサプライ事業並びにその他事業
設 立 年 月 日	平成7年10月4日
本 店 所 在 地	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤川 幸廣

資 本 金	360,680 千円 (平成 20 年 12 月 31 日現在)	
大株主及び持株比率	(平成 20 年 12 月 31 日現在)	
	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	50.89%
	楽天株式会社	9.83%
	藤川幸廣	9.16%
	デジタルスケープ従業員持株会	3.73%
	株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス	2.05%
	篠原淳	0.94%
	大阪証券金融株式会社	0.78%
	高畑秀道	0.76%
	大林克己	0.68%
松井証券株式会社	0.60%	
買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の 2.05% (600 株) を所有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社グループは対象者からの人材派遣サービスの提供を受けております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日) から平成 21 年 5 月 7 日 (木曜日) まで (30 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 12,000 円

新株予約権

平成 16 年 3 月 24 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 1 回新株予約権」といいます。) 1 個につき、金 1 円

平成 17 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権 (以下「第 2 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権と第 2 回新株予約権を総称して「対象者新株予約権」といいます。) 1 個につき、金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

(イ) 普通株式

当社は、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格の合理性の検討をするため、当該買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ、関連当事者に該当しない三井住友銀行に対し、対象者株式に対する価値分析を依頼し、平成 21 年 3 月 18 日に「株主価値算定書」を取得し、その意見を参考にいたしました。

三井住友銀行は、市場株価平均法、当社が妥当性を確認した、シナジー効果を勘案した対象者に関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいた DCF 法を用いて対象者株式における価値分析を行いました。三井住友銀行が、それぞれの手法を用いて分析した対象者株式 1 株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価平均法：8,420 円から 12,016 円

DCF 法：11,291 円から 16,807 円

市場株価平均法では、平成 21 年 3 月 18 日を基準日として、ヘラクレス市場における対象者株式の、過去 1 ヶ月、3 ヶ月の各取引日の出来高加重平均株価（VWAP）を元に、1 株あたりの対象者株式の価値の範囲を 8,420 円から 12,016 円までと分析いたしました。

DCF 法では、対象者の将来の収益予測や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を分析し、1 株あたりの対象者株式の価値の範囲を 11,291 円から 16,807 円までと分析いたしました。

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向に加え、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して検討を進めました。あわせて、対象者の過去の業績や直近の業績動向と財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及びカルチュア・コンビニエンス・クラブと協議・交渉した結果等を踏まえ、平成 21 年 3 月 19 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格を 12,000 円と決定いたしました。

本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格は、ヘラクレス市場における平成 21 年 3 月 18 日の対象者株式に係る終値 8,700 円に対して 37.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、また同日までの過去 1 ヶ月（8,361 円）3 ヶ月（11,789 円）の終値単純平均に対して、それぞれ 43.52%、1.79%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に相当しております。

なお、当社は、第三者機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。

#### （ロ）新株予約権

本公開買付けの対象には新株予約権も含まれておりますが、本日現在において、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権における 1 株あたりの行使価格は、それぞれ、73,334 円、278,000 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株あたりの買付価格である 12,000 円を上回っております。また、いずれの新株予約権につきましても、対象者の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、対象者新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者に在籍することを要するとされております。

そのため、当社は、本公開買付けにより対象者新株予約権を買い付けたとしてもこれを自ら行使することはできず実益が無いと想定されることから、また、仮に当該条件を変更するとしても、そのためには対象者の株主総会等の手続が必要となると解されることから、上記の通り、いずれの新株予約権につきましても買付価格を 1 個あたり 1 円と決定いたしました。

#### 算定の経緯

当社は、平成 20 年 12 月頃より、資本提携の可能性について対象者と協議・検討を重ねてまいりました。かかる協議・検討の結果、当社は、両社の更なる事業成長及び事業基盤の強化を実現していく上で、資本提携を通じて双方がこれまで培ってきたノウハウ・経営資源を相互に有効活用していくことが最善の選択肢であるとの認識を対象会社と共有するに至ったと認識し、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。

(イ) 普通株式

1) 株主価値算定書の取得について

当社は、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格の決定の参考とするため、平成21年1月頃に当社のフィナンシャルアドバイザーである三井住友銀行に対し、対象者株式に対する価値分析を依頼し、平成21年3月18日に「株主価値算定書」を取得し、その意見を参考にいたしました。

2) 株主価値算定書の概要について

三井住友銀行は、市場株価平均法、当社が妥当性を確認した、シナジー効果を勘案した対象者に関する将来の収益予測及び事業投資等の計画に基づいたDCF法を用いて対象者株式における価値分析を行いました。三井住友銀行が、それぞれの手法を用いて分析した対象者株式1株あたりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価平均法：8,420円から12,016円

DCF法：11,291円から16,807円

3) 公開買付価格を決定するに至った経緯について

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向に加え、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案して検討を進めました。あわせて、対象者の過去の業績や直近の業績動向と財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及びカルチュア・コンビニエンス・クラブと協議・交渉した結果等を踏まえ、平成21年3月19日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者の普通株式に係る買付価格を12,000円と決定いたしました。

本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格は、ヘラクレス市場における平成21年3月18日の対象者株式に係る終値8,700円に対して37.93%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアム、また同日までの過去1ヶ月（8,361円）3ヶ月（11,789円）の終値単純平均に対して、それぞれ43.52%、1.79%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた価格に相当しております。

(ロ) 新株予約権

本日現在において、第1回新株予約権及び第2回新株予約権における1株あたりの行使価格は、それぞれ、73,334円、278,000円であり、本公開買付けの普通株式1株あたりの買付価格である12,000円を上回っております。また、いずれの新株予約権につきましても、対象者の取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、対象者新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において対象者に在籍することを要するとされております。

そのため、当社は、本公開買付けにより対象者新株予約権を買い付けたとしてもこれを自ら行使することはできず実益が無いと想定されることから、また、仮に当該条件を変更するとしても、そのためには対象者の株主総会等の手続が必要となると解されることから、平成21年3月19日開催の取締役会において、いずれの新株予約権につきましても買付価格を1個あたり1円と決定いたしました。

算定機関との関係

三井住友銀行は、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
29,953 (株)	18,937 (株)	- (株)

(注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数として、対象

者が平成21年2月13日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(29,304株)に、公開買付期間の末日までに対象者新株予約権の行使により発行または移転される可能性のある対象者株式(平成20年12月31日以降本日までに対象者新株予約権が行使されたことにより発行または移転された対象者株式を含みます。)の最大数(1,249株)を加え、本日現在公開買付者が保有する対象者株式(600株)を控除した株式数(29,953株)です。

(注2) 応募株券等の総数が「買付予定数の下限」(18,937株。以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	600 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.05%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	14,914 個	(買付け等前における株券等所有割合 50.89%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	29,953 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	29,304 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(29,953株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月13日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(29,304個)です。但し、対象者新株予約権の行使により発行または移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(29,304個)に、上記四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の対象者新株予約権の行使により発行または移転される可能性のある対象者株式(平成20年12月31日以降本日までに新株予約権が行使されたことにより発行または移転された対象者株式を含みます。)の議決権の最大数(1,249個)を加えた数(30,553個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 359,436 千円

買付代金は、本公開買付における買付予定数(29,953株)に、1株あたりの買付け等の価格(12,000円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

S M B C フレンド証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

決済の開始日

平成21年5月14日(木曜日)

#### 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

#### 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します（株式を他の金融商品取引業者等に振替える場合は、その旨指示して下さい。）対象者新株予約権については、対象者新株予約権証券を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限（18,937 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限（18,937 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

#### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びブ乃至ソ、第 2 号、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」（お客様控）を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）に所要事項を記載のうえ、交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の午後 3 時 00 分までに、

下記に指定する者に到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

(その他のS M B C フレンド証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「( 8 ) 決済の方法」の「株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行なわれた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

(10) 公開買付開始公告日  
平成 21 年 3 月 23 日 (月曜日)

(11) 公開買付代理人  
S M B C フレンド証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 7 番 12 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し  
「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、平成21年3月19日開催の対象者の取締役会において、賛同の意見を表明し、かつ対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議がなされております。なお、当社は、公告日現在において、対象者の代表取締役社長である藤川幸廣氏（保有株式数2,684株、所有割合9.16%）、対象者の専務取締役である大林克己氏（保有株式数200株、所有割合0.68%）、対象者の常務取締役である篠原淳氏（保有株式数276株、所有割合0.94%）、及び対象者の上級執行役員である高畑秀道氏（保有株式数222株、所有割合0.76%）より、それぞれの保有する対象者株式の全部（合計3,382株、所有割合11.54%）について、本公開買付けに応募する意向である旨の口頭による連絡を受けております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 21 年 2 月 12 日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表による平成 21 年 3 月期通期連結及び個別業績予想の概要は以下の通りです。なお、以下の内容は対象者が公表した内容の一部を抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成 21 年 3 月期通期連結業績予想の修正（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株あたり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	8,860	137	120	16	546.00
今回修正予想 (B)	8,280	124	145	184	6,279.01
増減額 (B - A)	580	261	265	200	-
増減率 (%)	6.5	-	-	-	-
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	9,177	182	141	579	19,762.67

平成 21 年 3 月期通期個別業績予想の修正（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株あたり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	6,720	194	198	117	3,992.63
今回修正予想 (B)	6,170	83	83	49	1,672.13
増減額 (B - A)	550	111	115	68	-
増減率 (%)	8.2	57.2	58.1	58.1	-
(ご参考) 前期実績 (平成 20 年 3 月期)	6,563	238	240	706	24,124.14

対象者は、対象者の「平成 21 年 3 月期の期末配当について」と題する平成 21 年 3 月 19 日付適時開示によれば、同日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月期の期末配当に関する議案を平成 21 年 3 月期に係る定時株主総会に上程しない旨の決議を行ったとのことです。

以 上

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関わる株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。

このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものでなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株等式等を取得した場合における、公開買付者の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してありますが、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配付とみなされるものとしします。

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項、同 4 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2 つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。